

の減少及び規約の変更についてから日程第10、議案第62号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、議長より委員会付託を省略し全員による審査を諮っていただき、決定後、6件を一括上程いたしました。市長の提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行っていただきます。なお、表決の方法につきましては、起立採決を予定しております。

次に、日程第11、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第21、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの11件を一括上程いたしました。市長の提案説明を受けた後、監査委員より平成16年度長井市歳入歳出決算及び平成16年度長井市水道事業会計決算についての監査報告を受けることといたします。その後、上程された案件11件について1件ずつ質疑を行い、一般議案5件につきましては、別紙付託表のとおり所管する委員会に付託して審査をしていただきます。決算2件につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査をいたしていただきます。なお、本日本会議終了後、正副委員長の互選をお願いいたします。補正予算案4件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をしていただきます。

次に、市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号のとおり、9月6日、7日の2日間とし、このたびの質問者は8名の予定でありますので、第1日目5名、第2日目3名といたします。なお、一般質問発言通告書は、質問内容・答弁者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出をお願いいたします。

各常任委員会、決算特別委員会、予算特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。決算総括質疑発言通告書の締め切りは9月9日、予算総括質疑発言通告書の締め切りは9月13日とさせていただきます。また、討

論発言通告書の締め切りは9月16日とさせていただきます。

なお、最終日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○大沼 久議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありまして、本日から22日までの22日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります平成17年第4回市議会定例会会議日程表のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて外1件

○大沼 久議長 それでは、日程第3、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての専決処分について)及び日程第4、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度長井市一般会計補正予算第2号)の以上2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 おはようございます。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、平成17年10月1日付で、山形県市町村職員退職手当組合を組織する市町村の一部の

合併に伴い同組合規約の変更をする必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度長井市一般会計補正予算第2号について専決処分をさせていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に1,699万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,515万7,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、第44回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴うものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての専決処分について）の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第3、報告第6号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、本報告は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、報告第7号 専決処分の承

認を求めることについて（平成17年度長井市一般会計補正予算第2号）の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、報告第7号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、本報告は承認することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。これより上程いたします日程第5、議案第53号から日程第10、議案第62号までの6件は、委員会付託を省略し、全員でご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5 議案第53号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について外5件

○大沼 久議長 それでは、日程第5、議案第53号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから日程第10、議案第62号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第53号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い、本組合を組織する団体の数の減少及び規約の変更をするためご提案申し上げます。

次に、議案第54号 山形県自治会館管理組合の規約変更についてご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴う規約の変更をするためご提案申し上げます。

次に、議案第55号 山形県消防補償等組合の規約変更についてご説明を申し上げます。

本案は、本組合を組織する団体の一部が合併すること並びに水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い規約の変更をするため、ご提案申し上げます。

次に、議案第56号及び議案第57号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更及び財産処分についてご説明を申し上げます。

これら2議案は、いずれも市町村合併に伴い、本組合を組織する団体の数の減少、規約の変更及び財産処分をいたすためご提案申し上げます。議案第56号では、平成17年10月1日をもって、鶴岡市、朝日村、楡引町、羽黒町、藤島町及び温海町が合併することに伴う変更を、議案第57号では、平成17年11月1日をもって、酒田市、松山町、平田町及び八幡町が合併することに伴い変更等をそれぞれいたすものでございます。

次に、議案第62号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正が必要になったため、ご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第5、議案第53号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第5、議案第53号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第54号 山形県自治会館管理組合の規約変更についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第6、議案第54号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり決定いた

しました。

次に、日程第7、議案第55号 山形県消防補償等組合の規約変更についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第7、議案第55号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第56号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更及び財産処分についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第8、議案第56号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第57号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更及び財産処分についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、

討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第9、議案第57号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第62号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第10、議案第62号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11 認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定について外10件

○大沼 久議長 次に、日程第11、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第21、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの以上11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付してご提案を申し上げますのでございます。

平成16年度における財政事情は、国の三位一体の改革による国庫補助金や地方交付税の大幅な減額に加え、いまだ明確化されていない財源移譲の問題とも相まって、前年に引き続き厳しい状況にあり、また、兆しが見えたとはいうものの、当市にとってはいまだに雇用の回復は順調とは言えず、個人市民税の落ち込みが目立つなど依然として厳しい状況でありました。

このような中で、第4次長井市総合計画における基本構想並びに基本計画に基づき、行財政改革推進実施計画に沿って、極力経費の節減合理化を図りながら行政サービスの向上に努めてまいったところであります。中でも学校給食共同調理場の民間委託については、各方面の方々よりご理解をいただきながら4月からの実現を見ることができ、民間雇用の確保とともに経費についても削減をする筋道ができたところであります。

また、平成16年度は近年にない気象災害に見舞われた年でもありました。市制施行50周年の節目に当たっての記念行事を、市民の皆様の総参加によって大成功裏に終えることができましたことにつきましても、議員の皆様を初め市民の皆様のご協力のたまものと深く感謝を申し上げますのでございます。

それでは、長井市歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額は116億3,883万3,064円、歳出決算額は114億4,036万595円で、歳入歳出差し引き残額1億9,847万2,469円を翌年度に繰り越しをいたしましたところ

でございます。そのうち繰越明許費繰越額は49万2,000円であります。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入の合計額は、国民健康保険税、国庫支出金、療養費給付費交付金、繰入金及び繰越金が主なものでございますが、国民健康保険税の改正などもあり、前年度対比6.9%増の24億7,896万141円となりました。歳出合計額は、保健医療費や介護納付金の増加もあって前年度対比6.8%増の23億5,100万5,938円となり、差し引き残額1億2,795万4,203円を翌年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

物品調達特別会計は、歳入合計が3,858万6,360円、歳出合計は3,827万4,582円で、差し引き残額31万1,778円を翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入合計は15億3,616万5,280円となり、使用料、国庫支出金、繰入金、市債などが主な収入となっております。歳出につきましては、污水管路布設工事費、公債費などが主な支出となっております。歳出合計は15億3,554万6,624円となり、差し引き残額61万8,656円を翌年度に繰り越しをいたしました。

老人保健医療費給付事業特別会計につきましては、歳入が支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金などで、歳入合計は29億5,751万8,129円となり、歳出につきましては医療諸費が主な支出でございます。歳出合計は29億6,615万7,581円で、歳入歳出差し引き歳入不足額863万9,452円を翌年度より繰上充用いたしました。

山形鉄道運営助成事業特別会計につきましては、歳入は基金繰入金が主な収入となっております。歳出は経営欠損助成金及び車両延命工事助成金などで、歳入歳出同額の6,817万8,996

円で決算をいたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入は使用料及び一般会計からの繰入金などとなっております。歳入合計は1億4,954万4,259円でございます。歳出といたしましては排水施設運営費及び公債費が主な支出であり、歳出合計は1億4,877万3,411円となって、歳入歳出差し引き残額77万848円を翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、訪問看護事業特別会計でございますが、歳入の主なものは療養費交付金や利用料となっております。歳入合計は2,851万4,115円となり、歳出合計は2,962万3,799円となりましたことから、歳入歳出差し引き歳入不足額110万9,684円を翌年度より繰上充用いたしました。

次に、最後になりますが、介護保険特別会計につきましては、歳入は国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などとなっております。歳入合計は21億1,369万7,144円でございます。歳出といたしましては、介護サービス給付費あるいは支援サービス給付費などの保険給付費が主な支出であり、歳出合計は20億9,063万1,595円となりまして、歳入歳出差し引き残額2,306万5,549円を翌年度に繰り越しをいたしました。

なお、詳細につきましては、後日、一般会計につきましては収入役から、また特別会計につきましては主管課長からご説明を申し上げますので、概要についてのご説明だけにとどめさせていただきます。

次に、認第2号 平成16年度長井市水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

当事業年度は、将来とも水道の安定供給を図るため、引き続き第4次拡張事業として漏水防止や石綿セメント管更新など水道施設の維持管理に努め、市民生活の向上に寄与してまいりました。

それでは、長井市水道事業決算についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は7億46万3,946円、支出決算額は6億6,384万8,581円となりました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は2億9,305万420円、支出決算額は5億1,525万9,419円となり、資本的支出額に不足する額2億2,220万8,999円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金をもって補てんをいたしました。

次に、経営状況でございますが、損益計算において、当年度純利益2,889万1,432円を計上することができまして黒字決算となったところでございます。

なお、詳細につきましては、後日、水道事業所長より説明を申し上げますので、概要についてご説明を申し上げます。

以上のとおりでございますが、これら2件の決算につきましては監査委員より別冊のとおり決算審査意見書をいただいております。賜りましたご意見を十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な運営を図ってまいり所存でございますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、東山開発事業用地として、市からの依頼に基づき長井市土地開発公社が先行取得をしておりました土地を購入するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりご提案を申し上げます。

次に、議案第59号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴う本市の公の施設の設置条例における管理委託規定の削除について、一括して改正するためご提案申し

上げるものでございます。

次に、議案第60号 長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度を、本市の公の施設が導入しようとする際の手續を定めるためご提案を申し上げます。

次に、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法第37条で禁止されております争議行為等で職員が勤務しなかった場合の給料の減額については、従来、事務手續の煩雑さを避けることを理由に、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げる取り扱いをしておりましたが、勤務しなかった限度において、分単位で厳密に給料を減額することとするためご提案申し上げます。

次に、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、長井西置賜休日診療所の診療日のうち、12月30日につきまして、市内のほとんどの医療機関が診療日としていることから、当該診療日を廃止するため及び地方自治法の改正に準拠し所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に1億5,057万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,573万6,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものとして除排雪経費1億2,496万1,000円や市税等還付金700万円などについて所要の補正を行うもので

ございます。また、これらの補正の財源といたしまして、先ごろ交付決定されました地方交付税の額が当初予算に計上した額を上回ったことから、その上回った額のうち所要額1億5,046万7,000円などを計上するものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表のとおり変更をいたすものでございます。

次に、議案第65号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に685万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,485万9,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、国保税収納率の向上を図るため国庫補助事業として収納率向上特別対策事業を実施するとともに、平成16年度におきまして超過していた療養給付費交付金を償還するものでございます。

次に、議案第66号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に1,462万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,027万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、負担金及び基金繰入金の追加や一般会計繰入金の減額でございます。歳出につきましては、山形鉄道運営助成費及び基金積立金を追加いたすものでございます。

次に、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額から4,308万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,005万2,000円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、平成17年10月から介護保険サービス利用者の居住費・食費が全額自己負担になることなどに伴い、保険給付費から5,197万2,000円を減額し、制度改正の事務費として総務費に27万5,000円、減額に伴う余剰金の基金積立金として861万5,000円などを追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険給付費の減額に伴う国・支払基金・県・市の法定負担分をそれぞれ減額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

ここで監査委員より認第1号及び認第2号の決算2件についての監査の報告を求めます。

飯田武志監査委員。

(飯田武志監査委員登壇)

○飯田武志監査委員 監査委員を代表し、平成16年度長井市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに長井市水道事業会計決算について、審査の結果と決算等の概要及び意見を述べさせていただきます。

初めに、一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、市長から提出されました歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金の運用状況について、関係書類、帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取する方法によって、処理の適法性、計数の正確性などに主眼を置いて審査いたしました。水道事業につきましても、市長から提出されました決算書及び附属書類をもとに、地方公営企業法第3条の基本原則に従い適正に執行されているかを重点に、経営成績並びに財政状況について、関係書類等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して審査いたしました。その結果、決算報告書及び附属書類は経営成績並びに財政状況を適正に表示しており、決算の計数についても誤りがないものと認めたところでございます。

次に、各会計の決算内容の特徴的なことについて幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、一般会計及び特別会計の概要であります。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入210億999万7,000円、歳出206億6,855万3,000円で、歳入歳出差し引き残額3億4,144万4,000円から翌年度へ繰り越すべき財源49万2,000円を差し引いた実質収支は3億4,095万2,000円の黒字となっております。しかし、単年度収支だけを見ますと、一般会計2億33万1,000円、特別会計1,622万2,000円、それぞれ赤字となり、総計で2億1,655万3,000円の赤字となっております。

次に、決算の状況について述べます。

まず、歳入であります。

一般会計の歳入は116億3,883万3,000円で、前年度に比べ6億2,686万7,000円減少しております。前年度は財政調整基金繰入金などの緊急の財政政策で歳入を補完しましたが、本年度は一転、この基金のほか臨時財政対策債や土地開発公社経営健全化対策債なども減少し、これら合計で11億1,780万3,000円も減少しております。反面、地方譲与税、地方交付税、災害復旧などの国庫補助金などで4億9,093万6,000円増加しましたので、全体としては6億2,686万円強の減少にとどまりました。その結果、総収入に占める自主財源の割合は37.4%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなったものの、全体的に税収が伸びない傾向にあることから依然として厳しい財政状況にあります。

自主財源で歳入の根幹をなす市税は、1億円余の減少となった15年度からさらに1,376万9,000円減少しております。これは、固定資産税で3,170万7,000円、特別土地保有税で2,854万3,000円などが増加したものの、市民税で8,108万3,000円と大きく減少したためであり、自主財源の割合が一見高まったと安心して

きる状況にはありません。むしろ、個人市民税、法人市民税が減少しているということは、長井市の活力が落ちているのではないかと心配でもあります。

また、特別会計の歳入は93億7,116万4,000円で、主に国民健康保険、介護保険など4会計で増加したものの、公共用地取得事業会計が廃止により皆減となったほか、公共下水道、老人保健医療費給付事業など5会計で減少し、前年度に比べ1億6,208万6,000円減少しております。

さて、例年の課題であります一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は5億5,507万5,000円で、前年度に比べ6,887万7,000円増加し、不納欠損額は1,397万7,000円となっております。このうち税外収入未収金は、児童福祉使用料で減少するなど一部で改善が見られるものの、全体では72万3,000円増加し、2,124万7,000円となっております。

近年の経済低迷等の影響により、個人市民税はここ数年5,000万から7,000万円強減少しております。さきにも触れましたが、このことは市民生活がそれだけ困窮していることを意味し、ひいては収納業務を取り巻く状況を厳しくしているものと思われませんが、未収金の増加は収入の確保を損なうばかりでなく、市民負担の公平性にもかかわる問題であります。過年度に要望したような全庁一丸となった未収金対策は年々整備されつつありますが、さらなる実効性のある対策を望むものであります。

次に、歳出について述べます。

一般会計の歳出は114億4,036万1,000円で、前年度に比べ4億2,702万2,000円減少しております。このうち増加した主なものは、財政調整基金及び減債基金積立1億9,729万4,000円、認可保育園運営費負担金1億510万4,000円、災害復旧費2億6,176万9,000円などであります。一方、減少した主なものは、土地開発公社経営健全化計画に基づく用地購入費5億6,515万4,000

円、公共用地取得事業及び公共下水道事業特別会計繰出4億122万1,000円などが上げられます。なお、本年度は財政状況を考慮して、土地開発公社経営健全化計画に基づく供用済み土地の取得事業を中止しております。

これらをかながみ一般会計を性質別経費で見ますと、消費的経費は、人件費や物件費が抑制されているものの扶助費が増加しており、構成比は前年度に比べ2.5ポイント高い59.2%となっております。投資的経費は、災害復旧事業費が皆増したものの、土地開発公社経営健全化計画に基づく用地購入費が皆減したため普通建設事業費が大きく減少し、前年度に比べ5.4ポイント低い5.1%の構成比となっております。また、公債費などその他の経費は2.9ポイント高い35.7%の構成比となっております。投資的経費が5.1%という構成比を見る限り、財政再建中とはいえ、地域経済、ひいては市民生活の活性化には厳しいものがあるように思われます。人によって視点が違いますけれども、広い意味での長井市の財政再建というのは、一自治体の財政再建にとどまらず、地域経済、地域住民の懐が潤ってこそその再建と言えるのではないかと思うのでありますが、いかがなものでしょうか。

さて一方、特別会計の歳出は92億2,819万3,000円で、前年度に比べ1億4,586万4,000円減少しております。これは主に、国民健康保険特別会計の保険給付費1億5,391万円、介護保険特別会計の保険給付費1億9,041万3,000円などが増加したものの、一般会計繰入金が大幅に減少した公共下水道事業会計及び前年度をもって廃止となった公共用地取得事業特別会計で計3億5,682万3,000円が減少したことなどによるものであります。なお、介護保険特別会計の保険給付費は、平成12年度の新設以降、毎年10%を超える増加率となっております。

以上のような計数をかながみて、次に本市の財政状況と問題点について述べます。

初めに、各種の財政指数であります。

普通会計によって財政構造を見ると、財政力指数0.455、経常収支比率98.8%、公債費比率19.9%となり、わずかながらも前年度よりよい数字を示しております。しかし、国の財政難や地方経済の低迷などの影響が大きく、いずれも高どまり状態であります。確かに数字が必ずしも真実をあらわさない場合もありますが、他の類似自治体と比較してもこの数値では「健全な財政」というところから遠いものがあるように思います。

これらの指数の中で比較的わかりやすい経常収支比率によって現状認識をはかってみたいと思います。

本市の経常収支比率は、決算では、15年度98.9%、本年度は98.8%におさまっておりますが、予算の段階ではそれぞれ103.2%、102%でありました。

この数字を理解していただくために一つの例を挙げてみます。米沢市は昭和51年に「財政再建団体」に陥りました。そのときの経常収支比率は102%でありました。当時の米沢市は、自治省の指導のもとに厳しい行政執行を強いられました。参考資料から幾つか抜粋してみます。市単独での投資的経費はゼロ。市民生活に直結する各種施設利用料は2倍から3倍に値上げ。民間団体、地域活動、市民芸術祭などへの補助金・負担金などが停止または半減。231件の補助項目のうち106件を削除。職員は1年間の定期昇給停止、特殊勤務手当は廃止。累積赤字の責任をとる形で、助役、収入役、部長級8人、一般職19人に及ぶ市幹部ら計29人が辞職し、臨時職員74人も全員解雇されました。このような厳しい中で、米沢市は5年後、再建団体を脱しました。

確かに、現在では102から103%程度に経常収支比率が悪化しても、総務省はそのことだけを理由に赤字団体にはしないとされており。

しかし、翻って長井市を見た場合、予算の段階とはいえ、経常収支比率が米沢市の赤字再建団体に陥ったときの102%を超えたという厳しい現状認識を持つ必要があります。いかなる経費も、そしていささかでも経費を削減しようという意識が不可欠であることは言うまでもありません。世が世なら長井市も再建団体になるかもしれない。そのときはかつての米沢市職員が強いられたような責任がとれるのか。また、そういう自覚を持って職務執行に当たっているのか。その意識の高さ・低さ、温度差が多分にあるなと感じたことについて、例月監査、定例監査で指摘したことなどを述べさせていただきます。

それは、各種の契約における随意契約による「一者特命」や「見積書もなし」というものが見受けられたことであります。その中には、特殊な業務の性質上、特定の団体等に限られるものがあることは理解できます。しかしながら、見積書あるいはそれらしきものもなしというのは理解できません。一般に見積書の提出は契約の申し込みであると解釈されております。一者に限定された場合であっても、価格等の根拠や条件を提示させるという意味で当然必要とされるものであるからであります。また、一者に限定する特命随意契約は、ともすると長年にわたり同一の業者との契約になりがちであり、かつ、業務内容を精査して金額等の妥当性を検証することが不十分となる嫌いがあります。したがって、各種契約業務に当たっては、厳しい財政状況をよく認識し、前例踏襲主義に陥らず、常にコスト意識や公平性に留意して事務の執行を務められることを要望するものであります。

以上、本年度の一般会計及び特別会計の決算状況について意見を述べましたが、長井市は平成17年4月発行の「週刊東洋経済」誌でも「公務員削減ランキング全国一」と評価されたように、多くの課題、難問を抱える中、着実に行財政改革が遂行されていることは認められます。

一方で、「日本一」もさることながら、「オンリーワン」のまちづくりも目指して、なお一層良質な市政運営を願うものであります。

続きまして、水道事業会計について特徴的な点を述べさせていただきます。

まず事業の方針であります。本年度も、前年度に策定されました第4次拡張事業水道施設整備基本計画や、長年にわたる経営の課題である「有収率の向上」「経営効率の向上」「低普及地区の解消」などの方針に沿って事業が遂行されました。その主なものを挙げてみます。一つ、水道施設の中には40数年を経過し、漏水等の経営効率を低下させる老朽化したものがあり、更新や改修が緊急課題となっている。一つ、水質基準値が強化されたことなどから、安全性の向上が求められている。一つ、老朽化が著しい清水町浄配水場にかわる新たな施設の検討や、長井ダムに対応した水源変更計画の策定作業が継続されている。

以上のような方針のもとに遂行されました事業の決算内容について述べます。

まず初めは、収益的収支であります。

本年度の収益的収支を前年度と比べてみますと、事業収益は6億6,750万5,000円で、前年度に比べ645万1,000円増加しております。これは主に、有収水量の増加などによって事業収益の根幹となる給水収益が705万4,000円増加したためであります。その結果、平成14年度から減少を続けていた営業収益は増加に転じております。一方、事業費用は、人件費が1,058万円増加したものの、設備投資に係る経費である支払利息、資産減耗費の減少により、前年度と比べ484万2,000円減の6億3,861万3,000円となっております。その結果、当年度純利益は前年度より64.2%増加して2,889万1,000円となりましたが、それでも県内他市と比べると引き続き低い値であります。

このことは、事業費用のうち、減価償却費、

支払利息、資産減耗費の合計が前年度と比べ1,395万4,000円減少したものの4億200万円以上あり、実に事業費用の約3分の2を占め、県内他市と比べ大きな割合となっているからであります。前年度も述べましたように、自前で運営する経営事業体の宿命でもあると思います。

なお、損益の要因となる給水原価と供給単価は、主に資産減耗費の減少によって給水原価が抑えられ供給単価が2.6円上回り、平成14年度から続いていた逆ざや現象が解消されております。

以上の決算計数を見れば「給水事業」自体は悪い経営内容ではないと言えますが、今後の経営を見通すとき幾つかの問題点が指摘できます。

その一つは「有収水量」であります。本年度は夏の猛暑の影響もあり増量しておりますが、給水人口の減少に歯どめがかからないことなどを考慮すると、今後はむしろ減少傾向となるのではないかと推測されます。ここ近年の事業総経費から経営分析しますと、有収水量の月平均損益分岐点はおよそ22万トンであるだろうと推測されます。本年度の月平均有収水量は約24.3万トンであります。水の需要閑期には22万トンに迫るほど落ち込む月もあり、決して予断を許さない状況にあります。

これらの経営状況を解消するには、経営効率を上げて損益分岐点を押し下げるか、普及率の向上を図り有収水量をふやす以外にありません。これらをかながみると、前年度、西根地区の普及率の向上を指摘しましたが、いまだ十分とは言えません。草岡、川原沢地区は90%前後で合格点に近づきつつありますが、寺泉、勸進代地区はいまだ60%台で努力の余地があると思います。

二つ目は「未収金」であります。営業未収金2,725万9,000円、その他の未収金96万8,000円、合わせて2,822万7,000円となっております。本

年度増加額は336万1,000円ではありますが、いずれにしても当年度純利益にも匹敵する額であり、経営を圧迫する要因の一つであると思います。水道水は絶対的な生活必需品でありますから福祉的な見地も考慮されなければなりません、一層有効な未収金対策をとる必要があると思います。山形県内でも水道事業会計の悪化が市町村合併の障害にもなっている例を見るまでもなく、地方自治体の運営において水道事業は大きなウエートを占めていることを改めて自覚してほしいと思います。

次に、経営の状況について述べます。

初めに、資本的収支です。

資本的収入は前年度に比べ3,715万8,000円の増加となっておりますが、これは企業債の借り換えで1億1,590万円が皆増したことなどによるものであります。一方、企業債の配水施設整備事業債と第4次拡張事業債は計8,200万円減少しております。資本的支出では、第4次拡張事業費が前年度に比べ1億1,299万4,000円の大幅な減少となり、建設改良費の抑制が図られております。企業債償還金は1億4,867万4,000円増加しておりますが、これは主に企業債の借り換えによる繰上償還が行われたものであり、利息の軽減等、経営上はむしろプラスの面と言えると思います。その結果、資本的支出に対する収入の不足額は前年度より19.6%減少し、2億2,220万9,000円となっております。

二つ目は財政状態ではありますが、資産総額は、約9割を占めた有形固定資産で本年度増加額が減価償却額を下回ったことなどにより、前年度より2,882万4,000円減少したものの、主に流動資産の現金及び預金で6,44万3,000円増加したため、0.5%増の79億1,230万6,000円となっております。

資本金は、主に企業債の償還によって借入資本金で8,180万2,000円減少したことから、前年度に比べ1.2%減の55億4,061万8,000円となっ

ております。また、今年度末における企業債残高は49億1,015万7,000円で、前年度に比べ8,260万2,000円減少しております。

経営分析指標は前年度と比べ大きな変化はありませんが、給水収益の増加などにより総収支比率が1.8ポイント上がり、104.5%となっております。また、料金収入に対する企業債元利償還金比率は48.6%で、県内他市に比べて引き続き高い割合となっておりますが、これも前に触れましたように自前での経営体の宿命であるというふうに思います。

最後に、まとめと要望を述べさせていただきます。

「水」と「空気」はただと言われた時代から、21世紀は「水の世紀」と言われるまでになり、今や水は地域の大きな財産であり資源であると言えます。私たち人間が1日にとる水の量は約2.3から2.5リットル以上と言われております。1年間ではほぼ1トン、80年の人生ならば80トンにもなるそうです。まさに水は「命の源」であります。水への不安や健康志向の高まりを背景に、「おいしい水」へのこだわりは今後とも衰えることはないと思われま

す。国土交通省選定の「水の郷百選」に魅せられて長井市を訪れた際、何よりも蛇口から出る水道水のおいしさに感激し長井に住むようになったという若い女性を知っておりますが、しかも大変美人であります。もともと生活している市民は何と幸せなことでしょう。この幸せを失わないためにも、引き続き安全・安心でおいしい水の供給に努められるよう要望するものであります。

以上、長々となりましたがご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、日程第11、認第1号及び日程第12、認第2号の2件について質疑を行います。

なお、本決算2件につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第11、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についての1件についてご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 大変丁寧な代表監査委員の報告いただきましたが、随意契約について触れております。この随意契約については、4回議会ある中で私も大抵1回以上は指摘しているわけですが、随意契約による一者特命や見積書もなしというものが見受けられるというような報告になっておりますが、監査委員事務局長にお伺いします。こういうまとめの文章を書くに当たってそれぞれに指摘したのがあると思えますね。何々の契約については幾らで随意契約をしてどこと契約したというものの資料は、一まとめにしてあるものがありますか、ないですか。

○大沼 久議長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

一者特命の随意契約についての資料ということでございますが、定例監査におきまして、結果報告におきましては重大なる指摘事項として公表したというものではございませんが、事務処理に当たって常に心がけていただきたいということで申し上げております意見書の内容でございます。資料につきましては、平成16年度に実施しました定例監査の中で見受けられた一者特命による随意契約の一覧がございますので、これを提出させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

それから、なお、その一覧の中には、業務の性質上、外郭団体等に限られまして、また見積

書を徴することがなじまないというものもあるかと思いますが、これも含めまして一覧表にさせていただきたいと思っております。

なお、契約相手ということまではちょっとしておりませんで、こちらでつくっております資料は、金額とそれから見積書があるかないか、一者かということの内容でご了解いただきたいと思います。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今、監査委員事務局長からそういうふうな資料を……、どこと契約したかという部分については財政課でわかりますね。財政課長、今のところ、指摘を受けた部分の一覧表にどこと契約したかというところを書いてあるものが財政課長のところでわかると思いますが、それ入ったものは財政課長の方にはないですか。

○大沼 久議長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

財政課の所管といたしましては、指名競争入札にかかわる一定金額以上のものについては把握しておりますけれども、随契につきましては把握してございません。以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 するというと、どこと契約したかというのは、監査委員事務局長にお伺いしますが、各課でわかるわけですね、すると随意契約した部分についてはね。その部分を入れて資料提出お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大沼 久議長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 定例監査に当たりましては各課の資料を提出いただいて見ているわけでございますけれども、結果報告の中ですべて相手まで出しているというものでもございませんので、それは各課の方の資料を見ておりますが、終われば返すということでございますので、すべてを網羅しているということではご

ざいませので、一覧表にはどういう契約で金額は幾らということにさせていただければと思っております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 競争入札したところは、財政課長が言ったようにどこと契約したかというのは全部明らかになっているんですよ。去年の段階で15年度の一覧表を私ら提出をお願いして、いただいているんです。それで、競争していない部分、要するに随意契約の部分について各課でわかるわけですから、それは改めて入れて提出してくださいということをお願いしているので、入ってなければ入れてくださいということなので、件数どのくらいあるかわかりませんが、もう1回答弁お願いしたいと思います。

○大沼 久議長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 それでは、極力これまでの監査結果の資料の中から拾いまして、お入れするようにした資料を提出するようにしたいと思います。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、認第2号 平成16年度長井市水道事業会計決算認定についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第58号から日程第17、議案第63号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案5件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第13、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得についての1件に

ついてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第59号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第60号 長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の設定についての1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件についてご質疑ございませんか。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由はとても簡単に書いてあるんですが、説明は結構長くしたと思うんですね、提案理由として。事務手続の煩雑さを解消するため1時間単位でというところまではわかったんですが、その後のところメモし切れなかったもので、市長の方にゆっくり読んでいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 もう一度読ませていただきます。

本案は、地方公務員第37条で禁止されております争議行為等で職員が勤務しなかった場合の給料の減額については、従来、事務手続の煩雑さを避けることを理由に、30分未満を切り捨て、

30分以上を1時間に切り上げる取り扱いとしておりましたが、勤務しなかった限度において、分単位で厳密に給料を減額することとするためご提案申し上げるものでございます。以上です。

○大沼 久議長 ほかにご質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第64号から日程第21、議案第67号までの質疑を行います。

なお、これからの補正予算議案4件につきましては、予算特別委員会を設置しご審査をいただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第18、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第65号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第66号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。日程第11、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定について及び日程第12、認第2号 平成16年度長井市水道事業会計決算認定についての2件の決算審査を行うため、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

認第1号及び認第2号の決算2件につきましては、ただいま設置することに決定いたしました決算特別委員会に付託することといたします。

続いてお諮りいたします。日程第13、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得についてから日程第17、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案5件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。日程第18、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号から日程第21、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの予算

議案4件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案5件は、ただいま設置することにしたしました予算特別委員会に付託することいたします。

散 会

○大沼 久議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時31分 散会